

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定による登録を受けた食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の設置者から、次のとおり当該登録養成施設の名称を変更する旨の届出があった。

令和8年5月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

記

1 登録養成施設の名称

変更前

岡山大学農学部総合農業科学科食品衛生資格取得コース

変更後

岡山大学農学部農学科食品衛生資格取得コース

2 変更年月日

令和8年4月1日